

# 平成 30 年 4 月以降の横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について

## 1 平成30年 4 月提供分以降のサービスコード

### (1) 横浜市訪問介護相当サービス

みなし事業者の平成30年 4 月付指定に伴い、平成30年 4 月提供分から一律A 2のサービスコードとなります。

### (2) 横浜市訪問型生活援助サービス

平成30年 3 月提供分まではA 2 のサービスコードですが、平成30年 4 月以降の提供についてはA 3となりますので、御留意ください。

※ A 3 のサービスコードについては、同じ単位数でも利用者の負担割合・給付率により使用するコードが異なります。

※ 介護券を利用の方（生活保護受給者）は、給付率90%のコードを使用します。

### (3) 横浜市通所介護相当サービス

これまでと同様にA 6となります。

### (4) 横浜市介護予防ケアマネジメント

平成30年 4 月提供分より、独自システムの費用コードからA F のサービスコードに変更となります。

【添付資料①】横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

【平成30年 4 月更新版】

※ 各サービスのサービス種類コードについては、次頁の【表】を参照ください。

## 2 単価の改正（予定）

### (1) 施行時期

平成 30 年 10 月提供分から

### (2) 改正内容

訪問型サービス及び通所型サービスの基本報酬については、「国が定める単価」に変更がないため、本市が設定する基本報酬も変更しません。加算等については国が示したとおり、改正します。

【添付資料②】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 30 年 3 月 6 日）資料抜粋

【表】

各種サービス		平成30年3月提供分までのサービスコード	平成30年4月提供分以降のサービスコード
横浜市訪問介護相当サービス	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者であって横浜市訪問介護相当サービスの事業者にみなされた事業者（みなし事業者）	A 1	<u>A 2へ変更</u>
	平成27年4月1日から12月1日までに介護予防訪問介護の指定と合わせて横浜市訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者	A 2	A 2で変更なし
	平成28年1月1日から訪問介護の指定と合わせて、横浜市訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者	A 2	A 2で変更なし
<b>横浜市訪問型生活援助サービス</b>		A 2	<u>A 3へ変更</u>
横浜市通所介護相当サービス	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者であって横浜市通所介護相当サービスの事業者にみなされた事業者（みなし事業者）	A 6	A 6で変更なし
	平成27年4月1日から12月1日までに介護予防通所介護の指定と合わせて横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者	A 6	A 6で変更なし
	平成28年1月1日から通所介護・地域密着型通所介護の指定と合わせて、横浜市通所介護相当サービスの指定を受けた事業者	A 6	A 6で変更なし
<b>横浜市介護予防ケアマネジメント</b>		※独自システムによる費用コードを使用	<u>A Fへ変更</u>

**横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(平成 30 年 4 月更新版)**

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

横浜市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

一方、横浜市外の事業者が横浜市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、横浜市の基準等により、横浜市のサービスコードを使用します。

なお、平成 30 年 4 月提供分から、横浜市訪問型生活援助サービスのサービス種類コードを A 3 に、横浜市介護予防ケアマネジメントのサービス種類コードを A F に変更しています。

**訪問型サービス**

**1 横浜市訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表**（サービス種類コード：A 2）

横浜市訪問介護相当サービスの指定事業者が使用します。

※30 年 3 月提供分まで A 1 のサービスコードを使用していた事業者（みなし事業者）も、30 年 4 月提供分から A 2 のサービスコードを使用します。

**2 横浜市訪問型生活援助サービス（独自）サービスコード表**（サービス種類コード：A 3）

横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が使用します。

※同じ単位数でも利用者の負担割合・給付率により使用するコードが異なります。

**通所型サービス**

**3 横浜市通所介護相当サービス（独自）サービスコード表**（サービス種類コード：A 6）

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

**介護予防ケアマネジメント**

**4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表**（サービス種類コード：A F）

※予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」（サービス種類コード：46）を使用します。

# 1 横浜市訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表【平成29年4月提供分～】

横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

※30年3月提供分までA1のサービスコードを使用していた事業者(みなし事業者)も、30年4月提供分から本コードを使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)  1,168単位		1,168	1月につき
A2 1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	818	
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	1,051	
A2 1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70%	736	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)  38単位		38	1日につき
A2 2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	27	
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	34	
A2 2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70%	24	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)  2,335単位		2,335	1月につき
A2 1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	1,635	
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	2,102	
A2 1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70%	1,472	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)  77単位		77	1日につき
A2 2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	54	
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	69	
A2 2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70%	49	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)  3,704単位		3,704	1月につき
A2 1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	2,593	
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	3,334	
A2 1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70%	2,334	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)  122単位		122	1日につき
A2 2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	85	
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	110	
A2 2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一			サービス提供責任者体制減算 × 70%	77	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)  266単位		266	1回につき
A2 2413	訪問型独自サービスⅣ・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	186	
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	239	
A2 2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一			※1月につき4回まで サービス提供責任者体制減算 × 70%	167	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型 サービス費 (独自) (短時間 サービス)	事業対象者、要支援1・2 (20分未満)  165単位		165	1回につき
A2 1413	訪問型独自短時間サービス・初任			サービス提供責任者体制減算 × 70%	116	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算 × 90%	149	
A2 1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一			※1月につき22回まで サービス提供責任者体制減算 × 70%	104	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A2 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		

介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(1) 【平成30年4月提供分から】横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が自己負担1割・給付率90%の利用者に使用します。

※介護券利用の方(生活保護受給者)は、本コードを使用します。

**【自己負担1割・給付率90%用】**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1111	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位					
A3	1112	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	1,051	1月につき	
A3	1113	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	736		
A3	1114	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	946		
A3	1116	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			1日につき		
A3	1117	生活援助サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	34			
A3	1118	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	24			
A3	1119	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	31			
A3	1121	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位					
A3	1122	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	2,102	1月につき	
A3	1123	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	1,471		
A3	1124	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	1,892		
A3	1126	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			1日につき		
A3	1127	生活援助サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	69			
A3	1128	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	48			
A3	1129	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	62			
A3	1131	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位					
A3	1132	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	3,334	1月につき	
A3	1133	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	2,334		
A3	1134	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	3,001		
A3	1136	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			1日につき		
A3	1137	生活援助サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	110			
A3	1138	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	77			
A3	1139	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	99			
A3	1141	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位 ※1月につき4回まで					
A3	1142	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	239	1回につき	
A3	1143	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	167		
A3	1144	生活援助サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	90%	215		
A3	1101	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%		200

## 2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(2) 【平成30年4月提供分から】横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が自己負担2割・給付率80%の利用者に使用します。

**【自己負担2割・給付率80%用】**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1211	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位			1月につき	
A3	1212	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		736
A3	1213	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		946
A3	1214	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		662
A3	1216	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			1日につき	
A3	1217	生活援助サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		34
A3	1218	生活援助サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		24
A3	1219	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		31
A3	1221	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位			1月につき	
A3	1222	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		2,102
A3	1223	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		1,471
A3	1224	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		1,892
A3	1226	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			1日につき	
A3	1227	生活援助サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		69
A3	1228	生活援助サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		48
A3	1229	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		62
A3	1231	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位			1月につき	
A3	1232	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		3,334
A3	1233	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		2,334
A3	1234	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		3,001
A3	1236	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			1日につき	
A3	1237	生活援助サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		110
A3	1238	生活援助サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		77
A3	1239	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		99
A3	1241	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位 ※1月につき4回まで			1回につき	
A3	1242	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		239
A3	1243	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%		167
A3	1244	生活援助サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	80%		215
A3	1201	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	80%	200	1月につき

## 2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(3) 【平成30年4月提供分から】横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、  
 給付率100%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者を使用します。【災害減免等・給付率100%用】  
 ※介護券利用の方(生活保護受給者)は、本コードではなく給付率90%用コードを使用します。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1611	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位		100%	1,051	1月につき
A3	1612	生活援助サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	736	
A3	1613	生活援助サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	946	
A3	1614	生活援助サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	662	
A3	1616	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			100%	34	1日につき
A3	1617	生活援助サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	24	
A3	1618	生活援助サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	31	
A3	1619	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	22	
A3	1621	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位		100%	2,102	1月につき
A3	1622	生活援助サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	1,471	
A3	1623	生活援助サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	1,892	
A3	1624	生活援助サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	1,324	
A3	1626	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			100%	69	1日につき
A3	1627	生活援助サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	48	
A3	1628	生活援助サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	62	
A3	1629	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	43	
A3	1631	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位		100%	3,334	1月につき
A3	1632	生活援助サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	2,334	
A3	1633	生活援助サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	3,001	
A3	1634	生活援助サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	2,101	
A3	1636	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			100%	110	1日につき
A3	1637	生活援助サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	77	
A3	1638	生活援助サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	99	
A3	1639	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	69	
A3	1641	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位 ※1月につき4回まで		100%	239	1回につき
A3	1642	生活援助サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	167	
A3	1643	生活援助サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	215	
A3	1644	生活援助サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	100%	150	
A3	1601	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	100%	200	1月につき	

## 2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(4) 【平成30年4月提供分から】横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が  
給付率97%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率97%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1711	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位			1月につき	
A3	1712	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		1,051
A3	1713	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		736
A3	1714	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		946
A3	1716	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			1日につき	
A3	1717	生活援助サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		34
A3	1718	生活援助サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		24
A3	1719	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		31
A3	1721	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位			1月につき	
A3	1722	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		2,102
A3	1723	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		1,471
A3	1724	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		1,892
A3	1726	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			1日につき	
A3	1727	生活援助サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		69
A3	1728	生活援助サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		48
A3	1729	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		62
A3	1731	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位			1月につき	
A3	1732	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		3,334
A3	1733	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		2,334
A3	1734	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		3,001
A3	1736	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			1日につき	
A3	1737	生活援助サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		110
A3	1738	生活援助サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		77
A3	1739	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		99
A3	1741	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位 ※1月につき4回まで			1回につき	
A3	1742	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		239
A3	1743	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		167
A3	1744	生活援助サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	97%		215
A3	1701	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	97%	200	1月につき

## 2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表【平成30年4月提供分～】

(5) 【平成30年4月提供分から】横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が  
給付率95%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率95%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1811	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,051単位			1月につき	
A3	1812	生活援助サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		736
A3	1813	生活援助サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		946
A3	1814	生活援助サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		662
A3	1816	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 34単位			1日につき	
A3	1817	生活援助サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		24
A3	1818	生活援助サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		31
A3	1819	生活援助サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		22
A3	1821	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,102単位			1月につき	
A3	1822	生活援助サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		1,471
A3	1823	生活援助サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		1,892
A3	1824	生活援助サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		1,324
A3	1826	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位			1日につき	
A3	1827	生活援助サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		48
A3	1828	生活援助サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		62
A3	1829	生活援助サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		43
A3	1831	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,334単位			1月につき	
A3	1832	生活援助サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		2,334
A3	1833	生活援助サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		3,001
A3	1834	生活援助サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		2,101
A3	1836	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位			1日につき	
A3	1837	生活援助サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		77
A3	1838	生活援助サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		99
A3	1839	生活援助サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		69
A3	1841	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 239単位			1回につき	
A3	1842	生活援助サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		167
A3	1843	生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		215
A3	1844	生活援助サービスⅣ・初任・同一		※1月につき4回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	95%		150
A3	1801	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	95%	200	1月につき

### 3 横浜市通所介護相当サービス(独自) サービスコード表【平成29年4月提供分～】

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111	1日につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択的サー ビス複数実 施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21			運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2			運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	サービス提 供体制強化 加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 I /212			要支援2(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12			事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者、要支援1(週1回程度)	48単位加算	48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算 I /222			要支援2(週1回程度)	48単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22			事業対象者、要支援2(週2回程度)	96単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算 II /22			要支援2(週1回程度)	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48

(次頁に続く)

A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90 %加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80 %加算		

サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

### 定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	定員超過の場合  × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

### 看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647単位	看護・介護職員 が欠員の場合  × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,647単位		1,153	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

#### 4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表【平成30年4月提供分～】

平成30年4月提供分から使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	430単位	430	1月につき
AF	1002	初回加算(介護予防ケアマネジメントA)	ロ 初回加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1003	連携加算(介護予防ケアマネジメントA)	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1021	介護予防ケアマネジメントC・初回	初回のみ介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	730単位	730	

※予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援費になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。

※介護予防ケアマネジメントC・初回の単位数については、平成30年10月に変更予定です。

# 平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し①

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

## 訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算(Ⅱ)）。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
  - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
  - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算(Ⅰ)）。

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月（新設）

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

<改定後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。





(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

自治体：1741(H29.9.5現在)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%			
地域	東京都 特別区	東京都 町田市(3) 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市(4) 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市(5) 青梅市(5) 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 国立市(4) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 大東市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 生久市(5) 埼玉県 埼玉県 朝霞市(5) 千葉県 船橋市 成田市(5) 習志野市(5) 東京都 立川市 昭島市 東村山市 東大和市 清瀬市(5) 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市(5) 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市(6) 日立市(6) 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 志木市 和光市 新座市 埼玉県 ふじみ野市(6) 千葉県 市川市(6) 松江市(6) 佐倉市 市原市 八千代市(6) 四街道市 印西市(7) 東京都 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 海老名市(6) 座間市 鎌倉市(6) 寒川町 愛知県 刈谷市(6) 豊田市(6) 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町(6) 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 八千代市(6) 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市(他) 八街市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市	富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町(他) 福井県 福井市 山梨県 山梨市 甲府市 長野県 長野市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市(他) 各務原市(他) 可児市(他) 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 小山根町 森町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山市 岡山市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市(他) 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23(23)	6(5)	24(21)	22(18)	52(47)	137(135)	169(174)	1308(1318)			

※1 この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

※2 ( )内の数字は現行の級地(又は地域数)を指す